

自主的避難等対象区域（相馬市）の自宅付近の放射線量が高かったことから県外に避難した申立人ら（夫婦、夫の祖母及び未成年の子ら）について、申立人夫のみが自宅に帰還したことにより世帯分離が生じたこと等を考慮し、平成27年3月分までの避難費用、生活費増加分（面会交通費、二重生活に伴う増加分）、避難雑費等が賠償された事例。

1420

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

- 1 避難費用等
  - (1) 避難交通費 金6万3200円  
(平成23年3月11日～平成27年3月31日)
  - (2) 銭湯代 金1万5300円  
(平成23年3月11日～平成23年3月31日)
  - (3) 一時立入費用 金23万0496円  
(平成23年3月11日～平成27年3月31日)
  - (4) 引っ越し費用 金12万0200円  
(平成23年3月11日～平成23年5月31日)
  - (5) 宿泊費 金1万8480円  
(平成23年3月11日～平成23年3月13日)
- 2 生活費増加費用
  - (1) 面会交通費 金176万2272円  
(平成23年4月1日～平成27年3月31日)
  - (2) 二重生活増加費用 金147万0000円  
(平成23年3月11日～平成27年3月31日)
  - (3) 家財道具購入費用 金21万9670円  
(平成23年3月11日～平成27年3月31日)
  - (4) 教育費 金3万2823円  
(平成23年3月11日～平成27年3月31日)
  - (5) 雪下ろし費用 金1万0000円  
(平成23年3月11日～平成27年3月31日)
  - (6) 共益費 金26万7900円  
(平成23年5月1日～平成27年3月31日)
- 3 避難雑費 金147万6000円  
(平成24年1月1日～平成27年3月31日)
- 4 生命身体損害
  - (1) 医療費等 金2万8290円  
(平成23年3月11日～平成27年3月31日)
  - (2) 血液検査費用 金4万2000円  
(平成23年3月11日～平成27年3月31日)
- 5 精神的損害 金52万0000円

(平成23年3月11日～平成23年12月31日)

6 線量計 金13万0000円

(平成23年3月11日～平成27年3月31日)

7 本件和解仲介にかかる弁護士費用 金19万2199円

## 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)に対する和解金が、金659万8830円であることを認める。

## 第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の和解金のうち金144万円を支払い済みであることを確認する。

## 第4 支払方法

(省略)

## 第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る)について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間になんらの債権債務がない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

## 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年8月13日

(仲介委員 大西英敏)